

年金関連4法による改革の内容と 残された課題

平成25年5月17日
厚生労働省

1 社会保障・税一体改革における 年金制度改革の内容と到達点

社会保障・税一体改革(年金分野)の経緯

社会保障・税一体改革大綱 (2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

提出

国年法等改正法案(2月10日提出)

- ・交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正
議員修正

提出

年金機能強化法案(3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

削除

- ・消費税込による基礎年金国庫負担2分の1の恒久化(平成26年度～)
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

代替措置

一部修正

提出

被用者年金一元化法案(4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

成立した法律

国年法等改正法成立(11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法成立(11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(8月10日)

○年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げの検討

社会保障・税一体改革の目指すものと年金関連4法での対応

一体改革の方向性

I 未来への投資の強化

II 社会保障のセーフティ
ネットの拡充

III 貧困・格差対策の強化

IV 多様な働き方を支える社会
保障制度へ

V 全員参加型社会の実現

VI 社会保障制度の安定財源
確保



年金関連4法での対応

○産休期間中の社会保険料免除

○短時間労働者への社会保険適用拡大
○受給資格期間の短縮(25年→10年)
○遺族基礎年金の父子家庭への拡大

○低所得高齢者・障害者等への福祉的
給付の創設

○短時間労働者への社会保険適用拡大
(再掲)
○厚生年金と共済年金の一元化

○基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
○年金額の特例水準の解消

年金関連4法による改革の到達点と残された課題

<到達点>

○平成16年改革による年金財政フレームの完成

長期的な給付と負担を均衡させるための措置として導入された「基礎年金国庫負担割合1/2」「マクロ経済スライド」がいずれも平成16年改革以来未完成状態にあったが、消費税引き上げ財源の充当と年金特例水準の解消により、完成した。

○社会経済状態の変化に対応した社会保障のセーフティネットの強化に着手

雇用基盤の変化や貧困・格差問題などの社会経済状況の変化に対応して、「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大」や「低所得・低年金高齢者への福祉的給付」などのセーフティネット強化に向けた取組に着手。

<残された課題>

- 長期的な持続可能性をより強固なものとする。
- 社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化する。

(一体改革大綱に記載された検討事項)

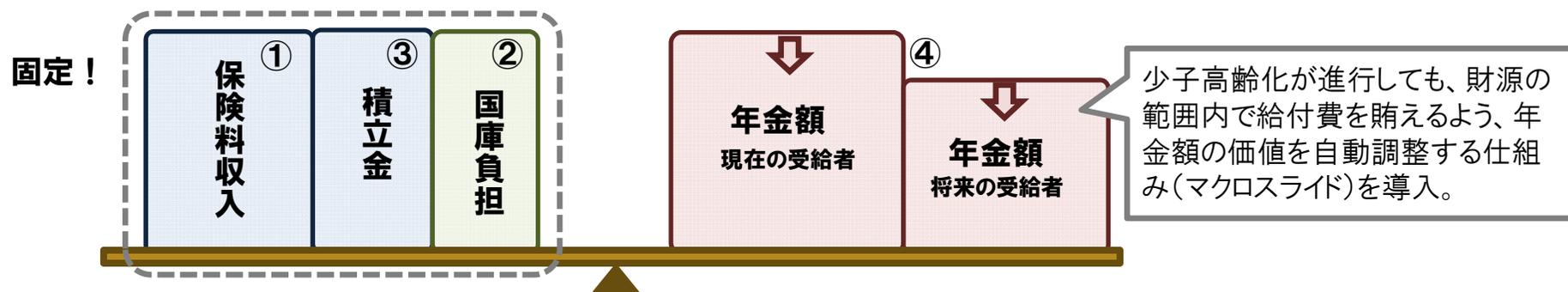
- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ マクロ経済スライドの検討
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 標準報酬上限の見直し
- ・ 支給開始年齢引き上げの検討

(年金機能強化法附則に記載された検討事項)

- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 国年1号被保険者の出産前後の保険料免除
- ・ 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大(施行3年後検討)

現行の年金制度における長期的な年金財政のフレーム

- 平成16年改革において、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入された。
- これらの仕組みが、平成24年改革によって一定の完成を見ている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：

- ・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金16.766%(平成24年9月～)
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,040円(平成25年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

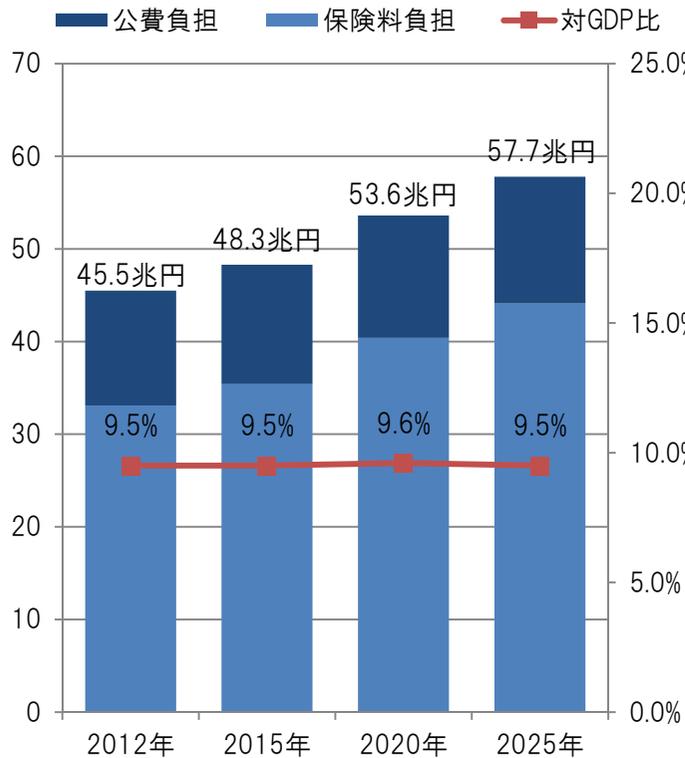
※標準的な年金給付水準の現役サラリーマン世帯の平均所得に対する割合(所得代替率)
62.3%(2009年度) → 50.1%(2038年度以降) ※平成21年財政検証結果

年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ

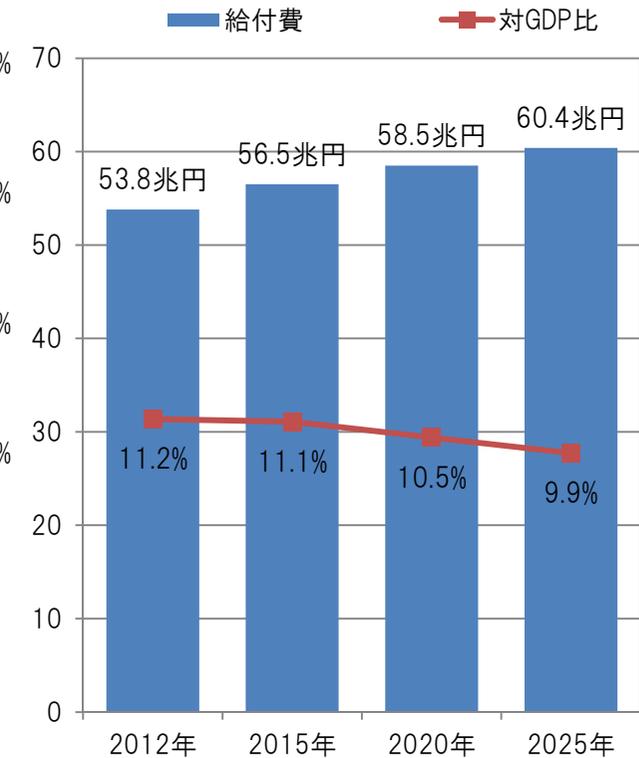
《平成24年3月推計》

- 年金に対する負担…GDPに対する割合は2025年までは概ね一定
- 年金給付 …GDPに対する割合は2025年まではやや低下

＜年金に係る負担額＞

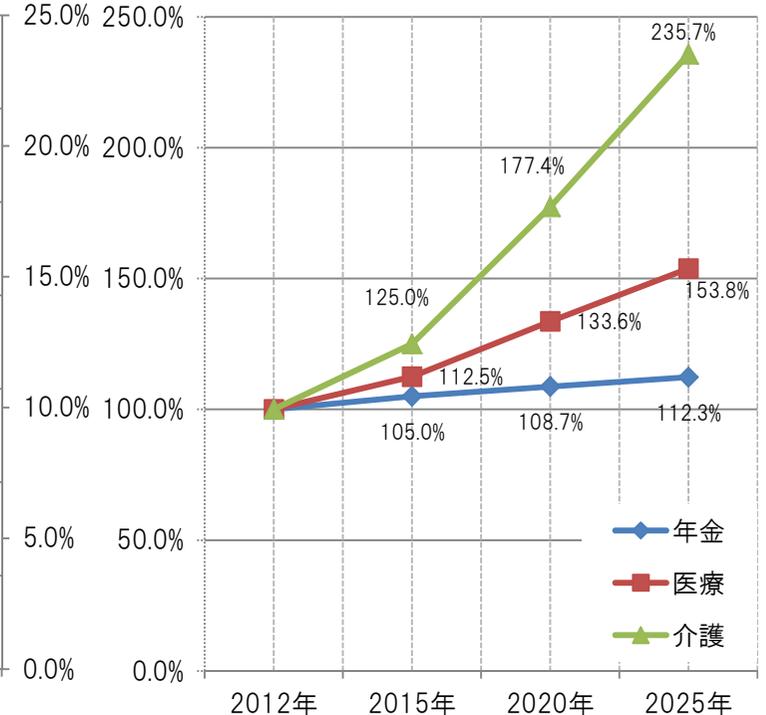


＜年金に係る給付費＞



＜年金と医療・介護の給付費の伸びの比較＞

(2012年=100)



年金	2012年(平成24)		2015年(平成27)		2020年(平成32)		2025年(平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
負担額	45.5	9.5%	48.3	9.5%	53.6	9.6%	57.7	9.5%
保険料負担	33.1	6.9%	35.4	7.0%	40.4	7.2%	44.1	7.2%
公費負担	12.4	2.6%	12.9	2.5%	13.2	2.4%	13.7	2.2%
給付費	53.8	11.2%	56.5	11.1%	58.5	10.5%	60.4	9.9%
(参考)GDP	479.6		509.8		558		610.6	

人口前提:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位(死亡中位推計)

経済前提:内閣府「経済財政の中長期試算(平成24年1月推計)」慎重シナリオに準拠して設定 6

平成16年改革の年金財政フレームに照らした年金制度の課題の整理

<平成16年改革による年金財政フレームの含意>

将来的な負担の水準を固定し、給付を自動調整して長期的に財政均衡する仕組みとしたことで、対国民経済比での年金給付や保険料負担は一定の水準にとどまる。
→医療・介護のように対国民経済比で負担が増加するものとは課題の次元が異なる。

<年金財政フレームに照らした課題の局面>

○長期的な財政均衡を前提に、限られた資金をどのように分配して社会的厚生を高めるか。

○担い手を増やすなど、いかに前提に働きかけていけるか。

○現在の高齢世代と未来の高齢世代との分配
→マクロ経済スライドの見直し

○伸びる高齢期の間での分配
→支給開始年齢引き上げの検討

○高齢世代間での(低所得、高所得間の)分配
→高所得者の年金額の調整

<年金制度における対応>

- ・多様な働き方の実現を支える適用拡大
- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・在職老齢年金の見直し

<年金制度外での対応>

- ・若年者雇用対策
- ・高齢者雇用対策
- ・少子化対策
- ・経済成長

2 残された課題について

残された課題について

【社会保障・一体改革大綱に記載された検討事項】

- 第3号被保険者制度の見直し
- マクロ経済スライドの検討
- 在職老齢年金の見直し
- 標準報酬上限の見直し
- 支給開始年齢引き上げの検討

【年金機能強化法附則に記載された検討事項】

- 高所得者の年金額の調整
- 国年1号被保険者の出産前後の保険料免除
- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大(施行3年後検討)



これらの課題について以下の観点から検討。

- 長期的な持続可能性をより強固なものとする。
- 社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化する。

マクロ経済スライドの仕組み

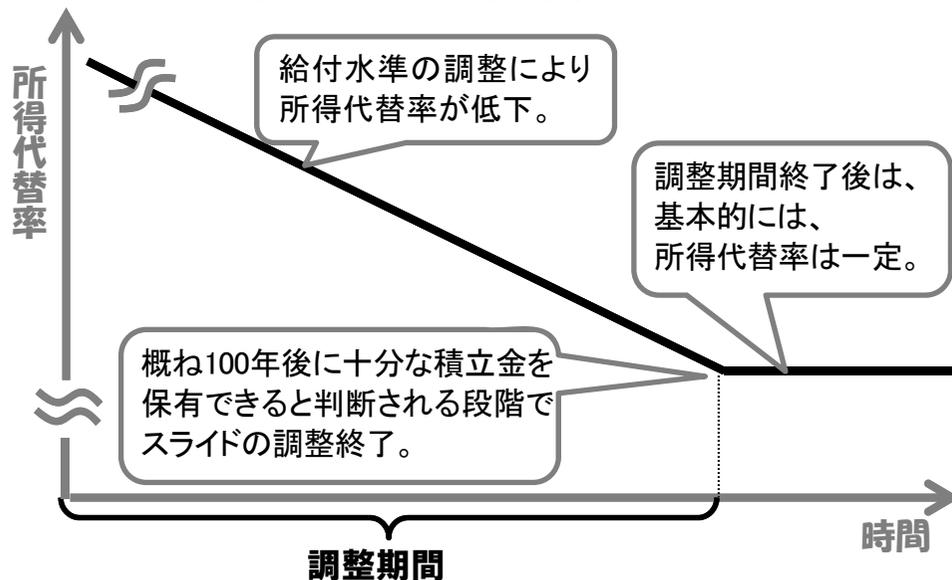
- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合(所得代替率)は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

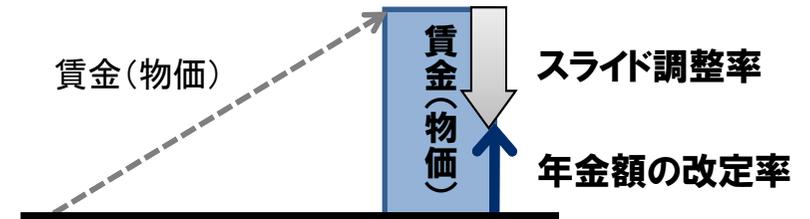
賃金上昇率－スライド調整率で変動 (調整期間中)
 賃金上昇率で変動

＜スライドの自動調整と所得代替率＞

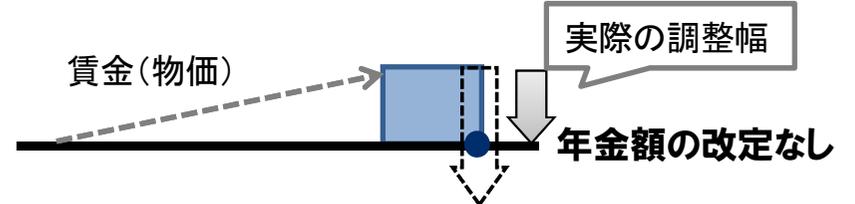


【名目下限について】

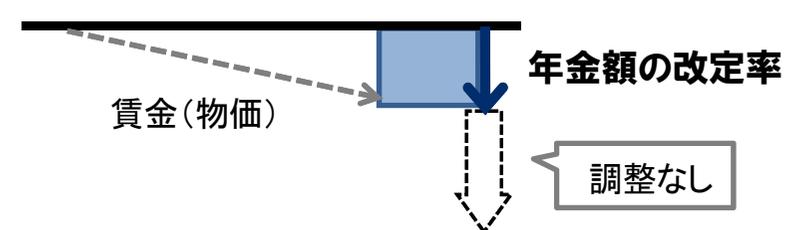
＜ある程度、賃金・物価が上昇した場合＞



＜賃金・物価の伸びが小さい場合＞



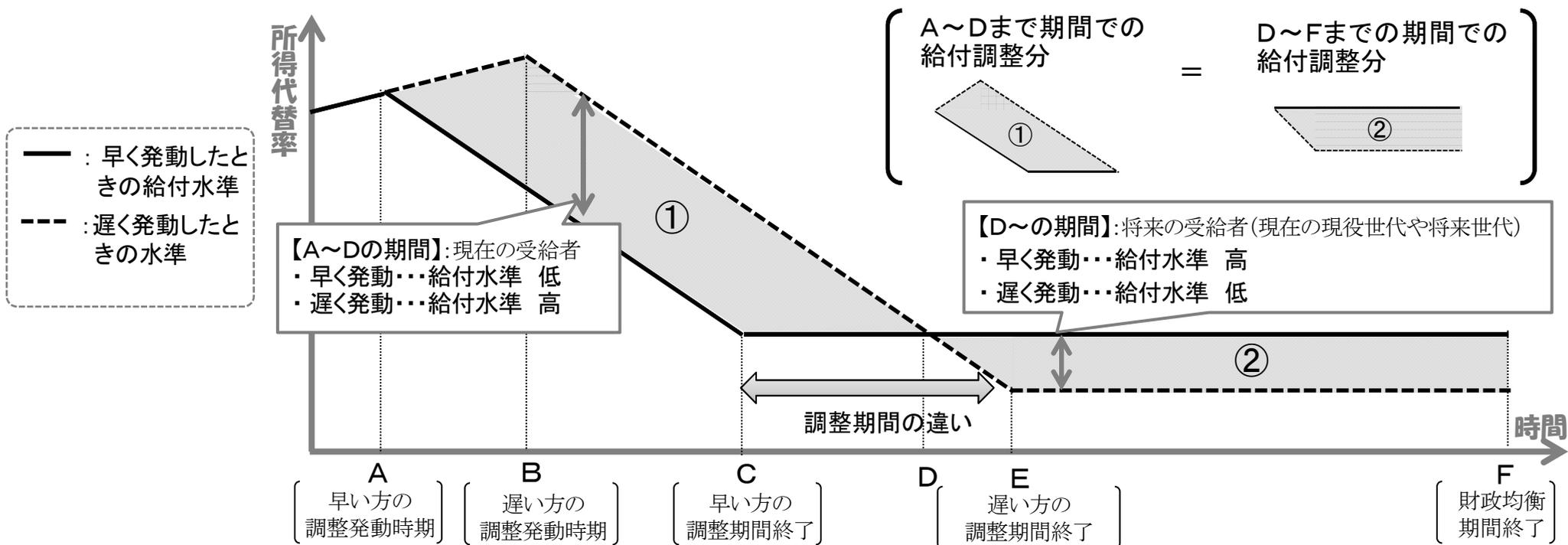
＜賃金・物価が下落した場合＞



マクロ経済スライドの発動時期の違いによる最終所得代替率への影響

- マクロ経済スライドの仕組みについては、発動のタイミングが早ければ、早くからマクロ経済スライドにより給付調整が行われるため、マクロ経済スライドの調整期間は早く終わる。
- 結果として、現在の受給者の給付水準は低くなり、将来の受給者の給付水準は高くなる。逆に言えば、マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は、高く、将来の受給者は低くなる。
- ※ 特例水準は、27年4月には解消されるため、遅くとも27年4月からマクロ経済スライドの発動は始まるが、物価変動の程度によっては、マクロ経済スライドの発動が限定的になることは想定される。この場合には、マクロ経済スライドの発動遅れと同様の効果をもたらす。

<マクロ経済スライドの発動時期の違いの影響イメージ>



現行の支給開始年齢引上げのスケジュールと高齢者雇用確保措置

- 老齢厚生年金の支給開始年齢については、「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて60歳から65歳に既に引き上がっており、「報酬比例部分」は、今年度(2013年度)から2025年度までかけて段階的に65歳に引き上げられることとなっている(女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。
- また、支給開始年齢の引上げ等に対応するため、2004年の法改正で高齢者雇用確保措置が義務化され、2012年の法改正で、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止された。

《高齢者雇用確保措置》

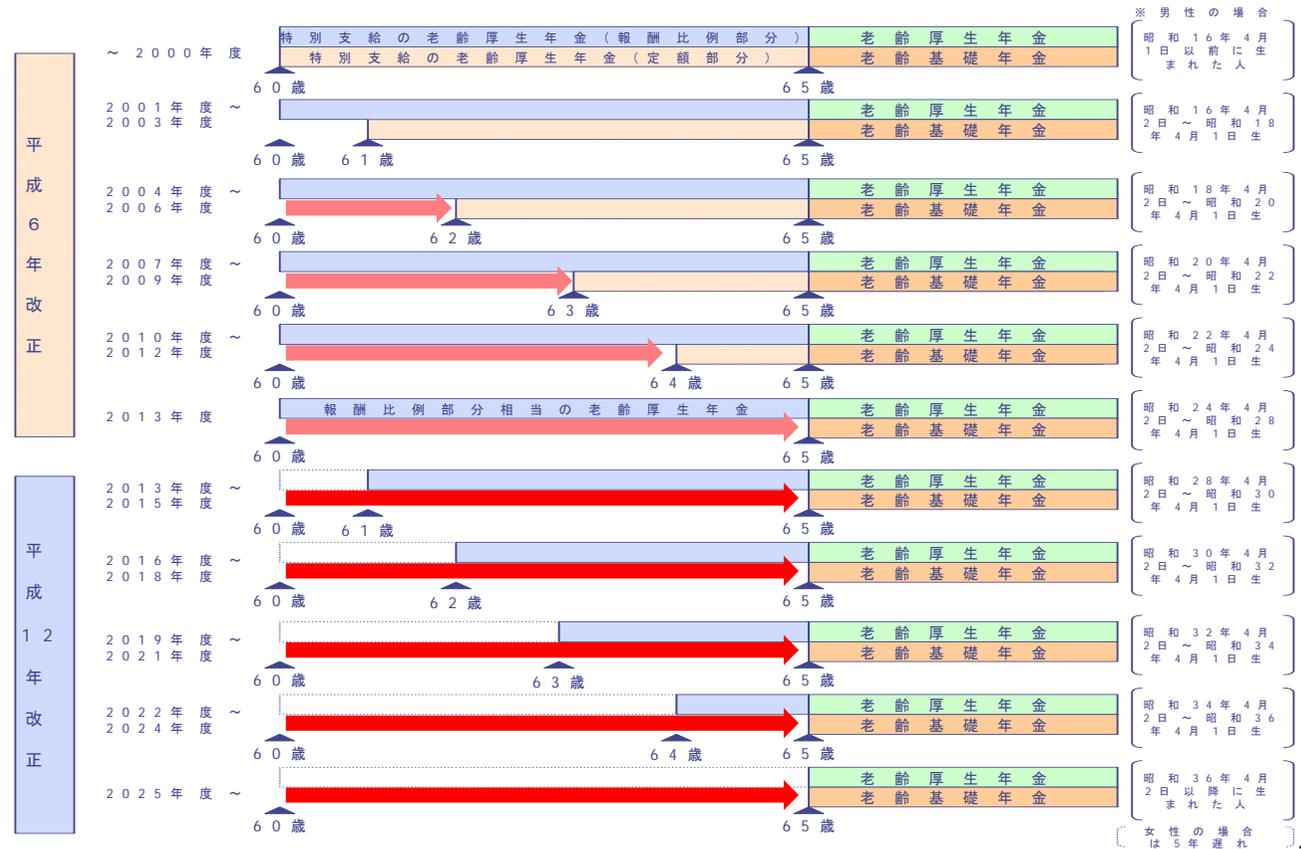
○ 65歳までの雇用を確保するため、2006年から、65歳未満の定年を定める企業には、以下の措置のいずれかを取ることが義務づけられている。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年の定め廃止

○ 2013年4月以降は、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止され定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象となることとなった。

※厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に基準を利用できる経過措置あり。

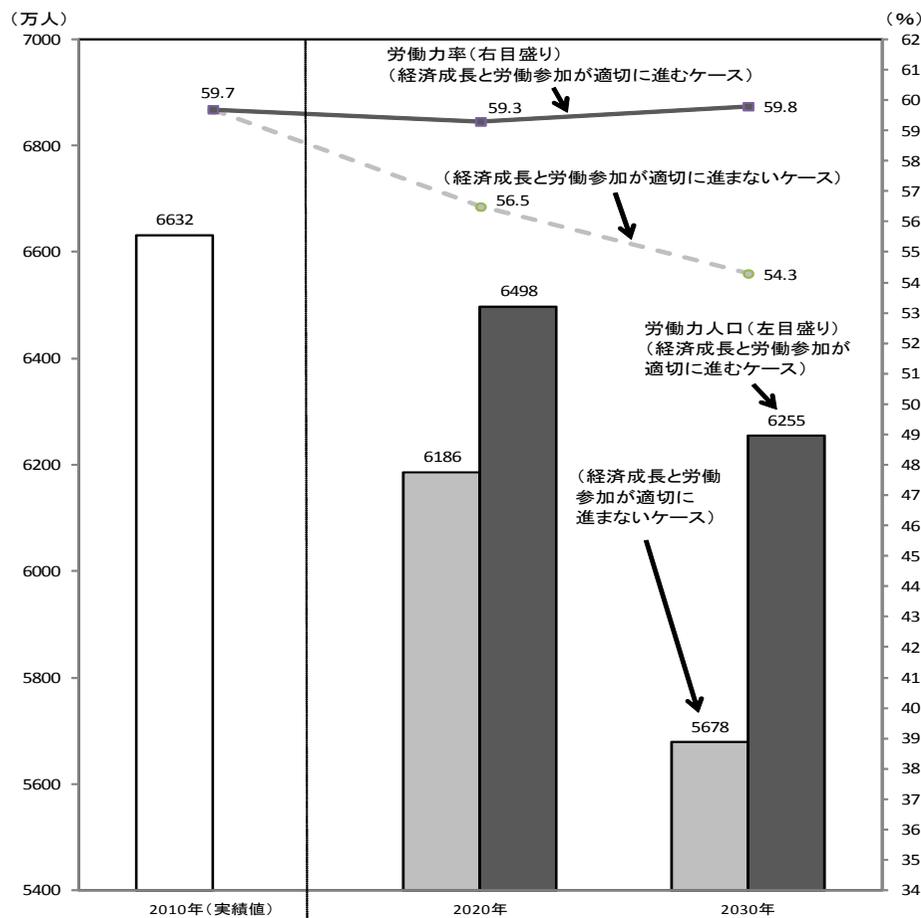
《現行の支給開始年齢のスケジュール》



労働力需給推計(2012年8月)について

- 経済成長と労働参加が適切に進むケースでは、労働力率(労働力人口/15歳以上人口)は、現在の水準をほぼ維持するが、適切に進まないケースでは労働力率が大きく低下する。
- 労働力率を現在の水準に維持するためには、若者、女性、高齢者など働くことができる人全ての就労促進を図っていくことが必要である。なお、経済成長と労働参加が適切に進むケースでは、60歳台後半の男性の労働力率に着目すれば、48.7%→65.0%に上昇すると推計されている。

労働力人口と労働力率の見通し



(資料出所) 2010年実績値は総務省「労働力調査」(平成22年(新)基準人口による補間補正值から算出)、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計
 (注) 推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計): 出生中位・死亡中位推計」を用いて行ったもの

年齢階級別労働力率の推移と見通し

<経済成長と労働参加が適切に進むケース>

		実績			推計	
		2010年	2020年	2030年	2010年 (実績)	2030年 (推計)
男	25~29歳	93.6%	94.4%	96.3%	325万人	271万人
	30~34歳	96.0%	96.7%	97.3%	391万人	296万人
	35~39歳	97.0%	97.4%	98.0%	461万人	304万人
	40~44歳	96.8%	97.2%	98.0%	410万人	318万人
	60~64歳	75.8%	85.3%	91.7%	346万人	355万人
	65~69歳	48.7%	56.9%	65.0%	184万人	225万人
	70~74歳	29.7%	33.9%	38.9%	95万人	121万人
女	25~29歳	77.1%	80.4%	84.8%	263万人	228万人
	30~34歳	67.6%	74.8%	81.2%	266万人	233万人
	35~39歳	66.0%	73.1%	78.6%	304万人	229万人
	40~44歳	71.4%	77.0%	79.7%	295万人	247万人
	60~64歳	45.6%	50.4%	54.5%	223万人	222万人
	65~69歳	27.3%	33.3%	36.4%	116万人	137万人
	70~74歳	16.0%	21.1%	23.3%	60万人	82万人

(資料出所)

・2010年までの実績値は総務省「労働力調査」(2010年は平成22年(新)基準人口による補間補正值から算出)、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計

高所得者に対する年金額の調整

- 政府提出の年金機能強化法案に盛り込まれていた『高所得者に対する年金額の調整』は、衆議院の修正で削除。成立した法律の附則で、検討規定が追加されている。

<政府原案に盛り込まれ、削除された内容>

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。
(注1) 所得550万円(年収850万円) : 標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)
所得950万円(年収1300万円) : 標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)
(注2) 具体的な範囲は政令で定める予定。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

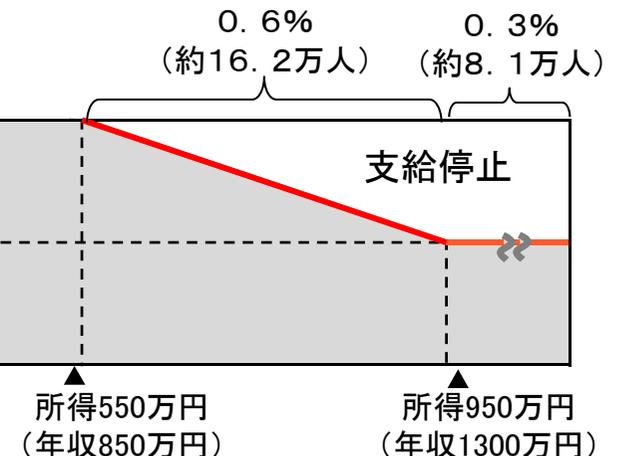
(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

3.2万円
(満額の場合の
国庫負担相当額)

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、支給停止は行わない。

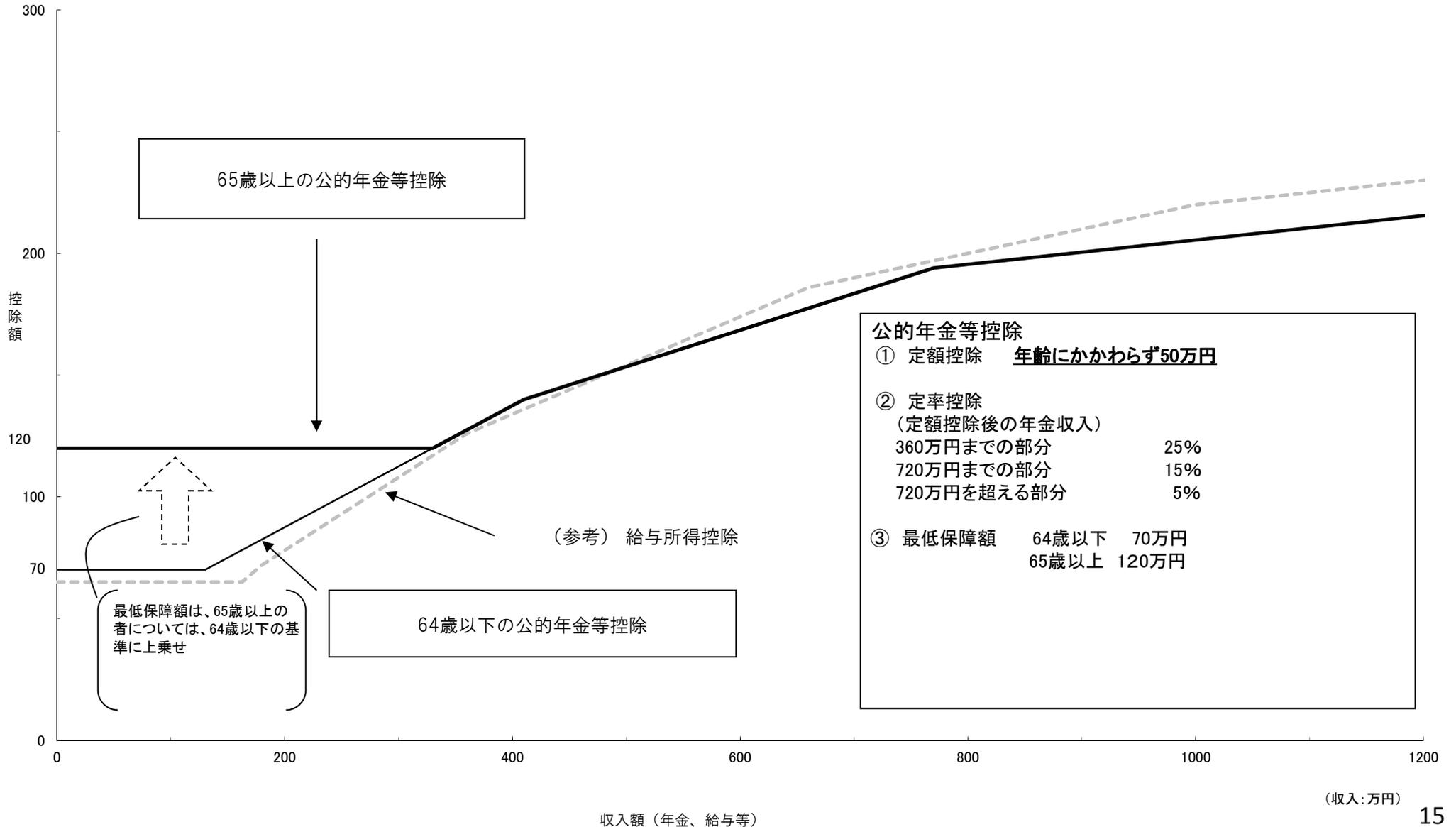


<成立した法律の附則の検討規定>

- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)
附則第2条の3 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

公的年金等控除の仕組み

(控除額: 万円)

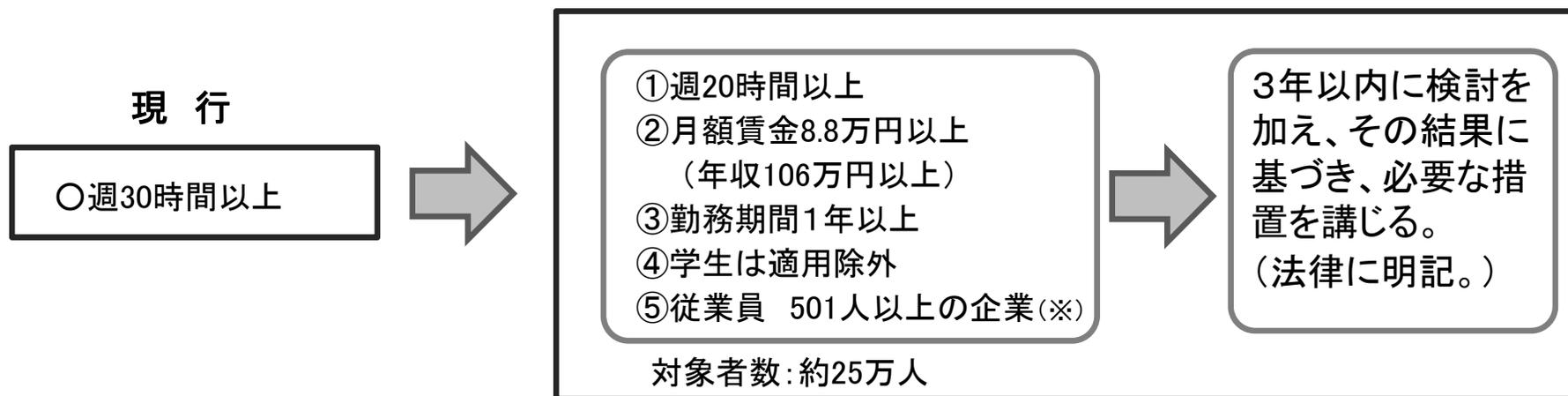


短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律が成立した。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

3 年金制度をめぐる国際的な議論の動向と 我が国における課題

海外の年金議論の動向 ①OECD報告書

○ 諸外国の年金政策やその成果を比較するための指標をレビューしたOECD報告書では、「給付額の十分性」と「制度の持続可能性」との間のジレンマの解決策として、以下の3点があげられている。

OECD(2011) “Pensions at a Glance 2011 RETIREMENT-INCOME SYSTEMS IN OECD AND G20 COUNTRIES”
冒頭のEditorialから一部を抜粋し、日本語訳したもの

年金パラドックスに対する三つの解決策

年金政策には常に、給付額の「十分性」と「給付可能性」の舵とりが関係してきた。この舵とりは、最近の経済・財政危機の結果、より難しくなっている。…まず、「十分性」と「持続可能性」との間の明らかな矛盾がある。つまり、より高い公的年金はより高い所得をもたらすが、より多くの費用がかかる。同様に、年金給付額が高すぎると、財政的に制度自体を持続不能に陥らせる結果となる。(略)・・・どのようなジレンマから抜け出すルートは主に三つある。

一つは、就労期間の長期化である。OECD諸国の半数はすでに法定の支給開始年齢を引き上げつつある、又は、将来的にそうすることを予定している。(略)・・・各国はまた、年金制度が提供する早期退職のインセンティブの多くを撤廃した。しかし、高齢労働者が雇用を見つけ、それを維持するにあたって、数多くの障害に直面することを認識する必要がある。年金改革を進めるには、高齢労働者に対する年齢差別や職業訓練の機会、労働条件に関し政府と雇用者のアクションが要求される。…(略)

十分性と持続可能性の両方を達成するための二つ目の方法は、公的年金の支給努力の対象の中心を最も脆弱な人々とすることである。(略)・・・実際、多くの国の改革は退職所得制度における再分配を実施している。例えば、フィンランド、フランス、スウェーデンでは給付カットから低所得者を保護した。オーストラリアとイギリスは給付水準を高めるために、支給開始年齢の引上げによって得られた財政余地の一部を使い、これらの増加分は低所得退職者を対象としている。…(略)

三つ目の解決策は、すでに進行中、又は今後必要となる公的給付の削減を補完するために、退職後のために貯蓄を奨励することである。(略)・・・公的支給は、OECD諸国における高齢者の所得保障の基軸であり、平均で高齢者所得の60%を占めている。残りの40%は、一方で私的年金およびその他の貯蓄、他方で労働収入が均等に占めている。老後の所得の提供という公共部門の役割は、未だ非常に重要であるが、将来的に減少する。労働期間の延長と私的年金は、必然的にそのギャップを埋めなければならない。

しかし、金融危機によって、確実な退職所得を提供する私的年金の能力に対する信頼が奪われてしまっている。
(略)・・・財源として公的支給と私的支給を組み合わせ、賦課方式と事前積立を組み合わせるという長期的で「多様化した」年金制度は、もっとも現実的な方向性であるだけでなく、最善の策である。

海外の年金議論の動向 ②IMF講演資料(1)

○ IMF主催「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計(2013年1月9～10日、東京)」におけるニコラス・バー氏の講演資料「適切な年金制度を確保するための公共部門と民間部門の役割 — 理論的考察」から抜粋。

※ ニコラス・バー氏:LSE(ロンドンスクールオブエコノミクス)教授であり、1990年～1992年まで世界銀行のコンサルタント。

2.2 Output is central

- Two and only two ways of organising pensions
 - Store current production
 - Build a claim to future production
- Pensioners are not interested in money, but in consumption (food, clothing, medical services). Thus the key variable is future output.
- PAYG and funding are merely different financial mechanisms for organising claims on future output
- Thus the difference between the two approaches should not be exaggerated

Nicholas Bar, January 2013

13

2.2 生産物が中心

- ・年金を設計するただ2つだけの方法
 - ・現在の生産物を蓄える
 - ・将来の生産物に対する請求権を設定する
- ・年金受給者は金銭に関心があるのではなく、消費に関心がある(食料、衣類、医療サービス)。このように鍵になる変数は、将来の生産物である。
- ・賦課方式と積立方式は、単に、将来の生産物に対する請求権を組織的に設定するための財政上の仕組みが異なるに過ぎない。
- ・このように、2つのアプローチの違いを誇張すべきではない。

Solutions to problems of pension finance

- If there are problems in paying for pensions there are **four and only four** solutions
 - Lower average monthly pensions
 - Later retirement at the same monthly pension (another way of reducing pensions)
 - Higher contributions
 - Policies to increase national output
- Any proposal to improve pension finance that does not involve one or more of these approaches is illusory

Nicholas Bar, January 2013

14

年金財政問題の解決策

- ・もし年金の支払いに問題がある場合、4つそしてただ4つだけの解決策がある。
 - ・平均年金月額の下げ
 - ・支給開始年齢の上げ(年金引下げの別の手法)
 - ・保険料の上げ
 - ・国民総生産の増大政策
- ・これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策は、いずれも幻想である。

海外の年金議論の動向 ②IMF講演資料(2)

Policy implications

- Funding is not an automatic solution to demographic change
- Funding does not necessarily increase growth rates. Funding can increase output if
 - It increases saving in a country with a shortage of savings, or
 - Improves the operation of capital markets, thus improving the allocation of saving to productive investment
 - The evidence suggests that funding can have a beneficial effect, but that effect should not be taken for granted nor its magnitude over-stated
 - Funding is only one of the sources of growth

Nicholas Bar, January 2013

15

政策的インプリケーション

- 積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではない。
- 積立方式は、必ずしも成長率を増加させない。積立方式が生産を増加させることができるのは、次のような場合である。
 - ある国の貯蓄が不足している状況で貯蓄を増加させるか、または、
 - 資本市場の機能が改善され、より生産性の高い投資につながるように貯蓄の配分が改善される場合
 - 実証分析によると、積立方式には確かに収益をもたらす効果があるが、その効果は常に実現すると認識すべきではないし、その規模を過大評価すべきでもない
 - 積立方式は、成長の源の一つに過ぎない

5 Conclusion

- No single best system for all countries
- Four and only four policies to fix problems of pension finance
- Mistakes to avoid: a country
 - Should not reform piecemeal and in haste, but strategically and with a long time horizon
 - Should not set up a system beyond its capacity to implement
 - Should not introduce a mandatory, earnings-related pension system until it has a robust capacity to keep records accurately over forty+ years
 - Should not introduce mandatory individual funded accounts until it can regulate investment, accumulation and annuitisation
 - Should not underestimate administrative costs over a long working life
 - Should not underestimate transition costs, hence should not move towards funding if that risks breaching fiscal constraints
- What really matters
 - Good government
 - Output growth

Nicholas Bar, January 2013

40

5 結論

- 全ての国に対して共通の、単一で最善の制度は無い
- 年金財政問題を処理する政策は、4つで、かつ4つのみ
- 避けるべき誤り: 国は、
 - 部分的にかつ性急に改革すべきではなく、戦略的に長期的視野で改革すべき
 - 実施能力を超えた制度を作るべきではない
 - 40年を超える記録管理を正確に出来る強健な能力を持つまでは、強制的所得比例年金制度を導入すべきではない
 - 投資、蓄積、年金化を適切に規制できるようになるまでは、強制的個人積立勘定を導入すべきではない
 - 長い労働生活にわたる運営コストを過小評価すべきではない
 - 移行のコストを過小評価すべきではなく、それ故、そのリスクが財政制約を超えそうなのであれば、積立方式への移行を図るべきではない
- 本当に重要なことは良い政府と経済成長

平成26年財政検証までのプロセスについて

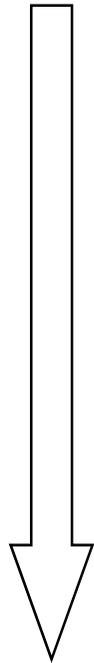
平成16年年金制度改正後の財政検証

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

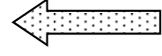
→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

平成21年財政検証結果の公表(平成21年2月)



人口に関する前提

※「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」



経済に関する前提

※ 社会保障審議会 年金部会
「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」における議論

※ 内閣府の中長期の経済見通しなど

財政計算:長期的な財政収支(給付水準調整期間等を含む)の見通しを作成

平成26年財政検証結果の公表

※今回の社会保障・税一体改革の制度改正内容を適切に織り込んで試算